



諮問第187号の概要

(令和3年社会生活基本調査及び
2019年全国家計構造調査
に係る匿名データの作成)

令和6年6月
総務省統計局

匿名データの作成・提供に係る取組

公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画）

（当初/平成30年3月6日閣議決定、変更後/令和2年6月2日閣議決定）

（別表 今後5年間に講ずる具体的施策）

- 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。【総務省、令和元年度末までに実施】
- 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。【各府省、平成30年度から実施】

公的統計基本計画に基づく取組

（提供早期化に資する取組）

- 公的統計基本計画等を踏まえ、これまでの統計委員会の審議結果等を基に「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」を策定するとともに、総務省統計研究研修所において作成方法の検証を行う仕組みを構築
⇒ 平成31年4月に「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」を改正
- 「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について（平成27年9月統計委員会決定。平成31年2月改正）」に基づき、統計委員会における審議の重点化及び効率化

匿名データの作成・提供に係る取組

匿名データの作成方針

(今回の匿名データの作成対象)

- 公的統計基本計画等を踏まえ、総務省統計局所管の以下の調査について、匿名データの作成を行う予定

統計調査名	作成対象年次	(参考) 作成済の調査年次	作成・提供時期
社会生活基本調査	令和3年	平成3年、平成8年、平成13年、平成18年、平成23年、平成28年	令和6年度
全国家計構造調査 (旧全国消費実態調査)	2019年	(全国消費実態調査) 平成元年、平成6年、平成11年、平成16年、平成21年、平成26年	令和7年度

(匿名データの作成方法の概要)

- 平成31年2月の統計委員会では了承された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に準拠しつつ、令和3年2月の統計委員会では答申を受けた上記の調査に係る匿名データの作成方法（必要なレコードのリサンプリング、トップコーディング、識別情報の削除等の匿名化措置）を一部変更
- 統計調査における新規の調査項目については、上記匿名化処理基準や類似の調査項目の取扱いを踏まえ、必要に応じて匿名化措置を実施
- なお、匿名データの作成方法については、公的統計基本計画及び匿名データの作成・提供に関するガイドラインを踏まえ、総務省統計研究研修所による妥当性の検証を実施

(匿名化処理の検証結果)

- 統計研究研修所において検証したところ、匿名化処理基準を準用して処理を行うことで、匿名性が確保できていることを確認

【参考】匿名データの作成に係る検討

（検討の経緯）

「匿名データ作成方法ワーキンググループ」（令和5年12月～令和6年3月；4回）及びその親会議である「匿名データ有識者会議」（令和6年4月）において、令和3年社会生活基本調査及び2019年全国家計構造調査の匿名データの作成方法などを検討し、本計画を策定。

○匿名データ有識者会議の構成員等

＜構成員＞（◎は座長）

會田 雅人 滋賀大学データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター特任教授

伊藤 伸介 中央大学経済学部教授

◎ 加藤 久和 明治大学政治経済学部教授

高部 勲 立正大学データサイエンス学部教授

樋田 勉 獨協大学経済学部教授

村田 磨理子 公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

＜オブザーバー＞

椿 広計 統計数理研究所長

廣松 毅 東京大学名誉教授

美添 泰人 一般社団法人新情報センター会長

○匿名データ作成方法ワーキンググループの構成員

伊藤 伸介 中央大学経済学部教授

高部 勲 立正大学データサイエンス学部教授

村田 磨理子 公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

匿名データの作成に係る匿名化措置の主な変更点

(1) 令和3年社会生活基本調査

・「教育」は、関連する項目とのクロスにおいて出現頻度が低い「在学したことがない」の区分を「卒業 小学・中学」とリコーディング。

・新規項目の「日常生活への支障の程度」は、関連する項目とのクロスにおいて出現頻度が低いため、継続している期間（「支障は6か月以上継続している」及び「支障は6か月以上継続していない」）は提供しない。

調査項目	調査票情報	匿名データ
日常生活への支障の程度	日常生活に非常に支障がある 支障は6か月以上継続している	日常生活に非常に支障がある
	日常生活に非常に支障がある 支障は6か月以上継続していない	
	日常生活にある程度支障がある 支障は6か月以上継続している	日常生活にある程度支障がある
	日常生活にある程度支障がある 支障は6か月以上継続していない	
	日常生活に支障はない	日常生活に支障はない

・「ふだん介護を受けていますか」は、調査対象の変更に伴い、介護を受けている世帯人員数が把握できるようになったため、特定のリスクが高まることから介護を受けている世帯人員が3人以上の世帯を削除。

	平成28年調査	令和3年調査
調査対象	世帯主（世帯について記入）	各世帯員
調査項目	ふだん世帯員以外の人から介護の手助けを受けていますか	ふだん介護を受けていますか
匿名化处理	そのまま提供	介護を受けている世帯人員が3人以上の世帯を削除

匿名データの作成に係る匿名化措置の主な変更点（続き）

(2)2019年全国家計構造調査

・調査の特性を踏まえ、データ提供の種類を以下の2ファイルとする。

- ① 家計総合集計（細分類）データ
- ② 所得資産集計データ

上記2種類のファイルにおいて、同一世帯のレコードを連結するための世帯リンクキーを付与する。

<データの構成イメージ>

	① 家計総合集計（細分類）データ	② 所得資産集計データ
収録する調査票の項目	世帯票の項目、家計簿の項目	世帯票の項目、年収・貯蓄等調査票の項目
収録対象の世帯（調査方法別）	基本調査、家計調査世帯特別調査、 全国単身世帯収支実態調査	簡易調査、基本調査、家計調査世帯特別調査、 全国単身世帯収支実態調査

※「個人収支状況調査」は、前回調査に続き匿名データとしての提供は行わない

・「要介護・要支援認定の状況」のうち、「要支援認定を受けている人がいる」及び「要介護認定を受けている人がいる」については、データの分布状況や他の統計調査における取扱いを踏まえ、提供に変更。ただし、「要支援認定・要介護認定を受けている人がいる」と「認定を受けている人はいない」の2区分にリコーディング。

平成26年調査 [個人項目]		2019年調査 [世帯項目]		
調査項目 「要介護・要支援認定の状況」	匿名データ	調査項目 「要介護・要支援認定の状況」	匿名データ	提供理由
認定を受けていない	提供しない	認定を受けている人はいない	認定を受けている人はいない	・単身世帯の調査世帯数が多くなったため ・他調査でも条件付き提供あり
要介護認定を受けている		要支援認定を受けている人がいる	要支援認定・要介護認定を受けている人がいる	
要支援認定を受けている		要介護認定を受けている人がいる		

・また、「要支援認定」及び「要介護認定」の人数については、関連する項目との組合せにより特定のリスクが高まることから提供しない。

匿名データの作成に係る匿名化措置の主な変更点（続き）

・「購入形態」（9種類）は、関連する項目とのクロスにおいて出現頻度が低いため、調査の集計で使用している区分に合わせ、3区分にリコーディング。

平成26年調査		2019年調査	
調査票情報「購入形態」	匿名データ	調査票情報「購入形態」	匿名データ
現金	そのまま提供	現金	現金
		ポイント	
		商品券	
		デビットカード	
		口座間振込等	
		自分の店の商品	
クレジットカード, 月賦, 掛買い	そのまま提供	クレジットカード, 掛買い, 月賦	クレジットカード, 掛買い, 月賦 (電子マネー (ポストペイ) を含む)
電子マネー		電子マネー (ポストペイ)	
		電子マネー (プリペイド)	

・「現住居以外の住宅をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか」及び「現居住地以外の土地（住宅用）をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか」は、データの分布状況を踏まえ、提供に変更。